

ケアプランセンターうれし野

重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

名称・法人種別	社会福祉法人 登豊会
事業所名	ケアプランセンターうれし野
所在地・連絡先	(住所) 〒501-6006 岐阜県羽島郡岐南町伏屋8丁目33番地 (電話) 058-259-3300 (FAX) 058-259-3301
事業所番号	岐阜県 第 2170600833 号
管理者の氏名	武内 順子
指定を受けている事業種別	居宅介護支援

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務区分		常勤換算人数
	常勤	非常勤	
管理者	1名	0名	(兼務)
介護支援専門員	2名	0名	2名
主任介護支援専門員	1名	0名	1名
事務員	0名	0名	(不規則)

(3)

事項	内容
アセスメント（評価）の方法及び事後評価	利用者の課題等を評価し、説明のうえケアプランを作成します。また、サービス提供の目標の達成状況の評価し、その結果書面（居宅サービス計画書）に記載し、利用者へ説明のうえ交付します。
従業員研修	採用後1か月以内に1回 その後1年1回以上

2. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	9:00～17:00
休業日	土曜日、日曜日、祝日、盆、正月

*原則として、盆は8月15日、年末年始は12月30日～1月3日を指します。

※上記時間外においても、事業所職員は24時間連絡体制を確保しております。

3. 通常営業実施地域

通常の事業実施地域	岐南町及び笠松町、岐阜市、各務原市
-----------	-------------------

*上記以外の地域においてもサービス提供可能ですのでご相談ください。

4. サービスの内容

(1) 居宅サービス計画の作成

利用者の居宅を訪問しご利用者の心身の状況及び環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ① 利用者及び家族等、居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の意思を踏まえ、要介護認定の更新申請に必要な援助を行います。

(3) 居宅計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

5. サービス利用料金

要介護（要支援）認定を受けられた方は、通常、介護保険制度から全額給付されるので自己負担する料金はありません。介護保険適用でも、保険料の滞納等により、事業所が介護保険制度から該当するサービス利用料金を受領することができない場合もあります。その場合は1か月につき要介護度に応じて下記の利用料金をお支払ください。

(1) 基本料金

介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
料金	4,300 円		10,420 円		13,530 円		

(2) 初回料金、加算

- ① 初回加算 3,000 円

新規に居宅サービス計画を作成する場合に算定、または要介護状態区分が2区分以上変更した場合に算定します。

- ② 特定事業所加算Ⅰ 5,000 円
- 特定事業所加算Ⅱ 4,000 円
- 特定事業所加算Ⅲ 3,000 円

職員の配置基準、その他加算要件を満たしている場合に算定します。

- ③ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,000 円
 入院時情報連携加算（Ⅱ） 1,000 円
 病院又は診療所に入院する場合の利用者情報を、当該病院又は診療所の職員に提供した場合。（Ⅰ）は面会して情報提供した場合に算定します。
- ④ 退院・退所加算 3,000 円
 病院・診療所への入院期間又は地域密着型介護老人保健施設・介護保険施設への入所、入院していた者が、退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用するために、当該病院、診療所、地域密着型介護老人保健施設、介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定します。
- ⑤ 小規模多機能型居宅事業所連携加算 3,000 円
 利用者が指定小規模多機能事業所の利用を開始する際に利用者に係る必要な情報を提供し居宅サービス計画の作成等の協力を行った場合に算定します。
- ⑥ 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 3,000 円
 利用者が小規模多機能型居宅介護を利用するにあたり利用者に係る必要な情報を提供し小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合に算定します。
- ⑦ 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円
 病院又は診療所の求めにより利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じサービスの調整を行った場合に算定します。

(3) 実費ご負担分

① 交通費

4の通常の営業実施地域に居宅のある利用者については、サービスの利用回数に関わらず無料です。通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収いたします。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収いたします。

- ・実施地域を超えた地点から、片道おおむね10キロメートル未満 300円
 - ・実施地域を超えた地点から、片道おおむね10キロメートル以上 600円
- さらに10kmを超えるごとに300円を加算する。サービス実施に係る交通費として次の通りご負担いただく事があります。
- イ、事業者から、片道およそ10km未満の地域 金300円
 - ロ、事業所から、片道およそ10km以上の地域 金600円
- ハ、ロの場合さらに10kmを超えるごとに金300円を追加いたします。

②複写

サービス提供の実施記録等について、その閲覧及び謄写に関わる費用を実費にてご負担いただく場合があります。

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

ケアプランセンターうれし野	受付者 管理者 武内 順子 受付時間 月～金 9:00～17:00 電話番号 058-259-3300 FAX 058-259-3301
岐南町役場 健康推進課	受付時間 月～金 9:00～17:00 電話番号 058-247-1321
岐阜県国民健康保険団体連合会	岐阜市藪田南 5-14-12 (岐阜県シンクタンク庁舎 5階) 電話番号 058-275-9826

※お住まいの市町の介護保険担当窓口にご相談ください。

7. 利用者の義務

利用者は、当事業所の職員が求めた場合、介護保険証を提示してください。

当事業所は、サービスの内容説明書及び本書に基づいて、居宅サービスの内容及び重要事項に関してその説明を行いました。

平成 年 月 日

事業者 住所 岐阜県羽島郡岐南町伏屋 8 丁目 33 番地
 事業者名 社会福祉法人 登豊会
 ケアプランセンターうれし野
 (事業所番号 岐阜県 第 2170600833 号)
 管理者名 武内 順子

説明者 氏名

印

私は、サービス内容の説明書及び重要事項説明書に基づいて居宅介護支援のサービス内容及び重要事項説明書の説明を受けました。

平成 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

利用者の家族等 住所

氏名

印